

<別紙>「パートナーシップ構築宣言」記載上の注意

1. 「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携（個別項目）」の記載内容について

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

なお、記載見本以外の例として以下のような項目が考えられますので、必要に応じて追記していただく際の参考にしてください。

○オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。

2. 「『振興基準』の遵守」の記載内容について

※記載見本①～④の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせた変更が可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという趣旨に留意する」場合には、その旨を記載ください。

※製造業等で、型を活用した取引を行っている場合には、以下の項目を追記してください。

⑤型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

3. 「その他（任意記載）」について

記載見本以外の例として以下のような項目が考えられますので、必要に応じて追記していただく際の参考にしてください。

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かち合う。

○従業員が「購買基本方針」等に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時に行う理念の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底する。

○「取引先満足度調査」を毎年度実施して、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋げる。

4. 備 考

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

その他、詳細については、ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）に掲載されている記載要領をご参照ください。